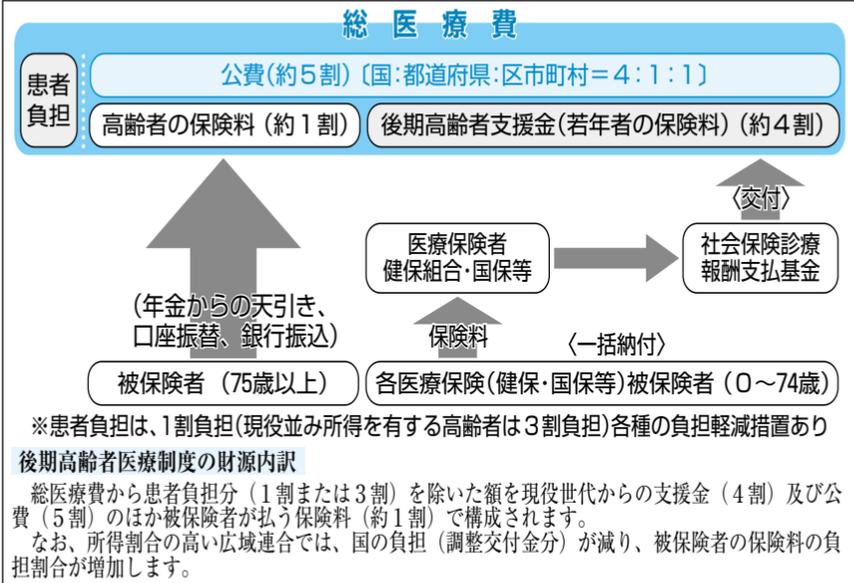


●医療費の財源構成



高齢受給者証を持つ方(70~74歳)で窓口負担が1割の方は平成21年3月まで据え置きに

高齢受給者証を持つ方で、これまで一部負担金の割合が1割だった方は、4月1日から2割負担となる予定でしたが、平成21年3月までの1年間、窓口負担を1割に据え置くことになりました。対象となる方には、3月中に新しい高齢受給者証を送付する予定です。※既に3割負担の方は対象となりません。

【問合せ先】保険年金課給付係

問13 この保険制度は日野市で運営するの？

答 一の制度は都道府県単位の「広域連合」で運営します。市役所は、申請等の窓口業務と保険料の徴収業務を行います(東京都広域連合ホームページ「東京いきいきネットワーク」<http://www.tokyo-ikkinket>)。

問10 保険料は年金から天引き？

答 保険料の支払は原則として、介護保険料と同様に、公的年金からの天引き(特別徴収)になります。天引きとなる方は、年金の年額18万円以上で、後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計額が年金年額の2分の1以下の方です。年金の定期支払時、介護保険料とは別に天引きとなりません。4月から8月までの天引きは仮徴収(一昨年度の総所得金額等で計算)として、10月以降は本徴収(当該年度の保険料決定金額)として天引きとなります。

問11 天引きとならなかった場合の支払方法は？

答 7月中旬に送付される納付書で納めていただきます。

問12 この制度の導入スケジュールは？

答 2月に市内8カ所で後期高齢者医療制度に関する説明会を開催するとともに(日程は下表のとおり)、現在老人保健医療の対象の方には後期高齢者医療制度の案内を郵送します。その後、3月に保険証の発送、4月に特別徴収開始のお知らせ、7月に納付書の発送を行います。また、業務の節目には広報等でお知らせします。

日程	時間	会場
2月19日(火)	10:00~11:30	湯沢福祉センター(程久保)
	14:00~15:30	落川交流センター
2月21日(木)	10:00~11:30	七生台地区センター(平山)
	14:00~15:30	中央福祉センター(日野本町)
2月25日(月)	10:00~11:30	市役所5階504会議室(神明)
2月27日(水)	10:00~11:30	旭が丘東地区センター
	14:00~15:30	南平駅西交流センター(平山)
2月28日(木)	14:00~15:30	多摩平の森ふれあい館

問11 (普通徴収) 納付書払いで口座振替を希望の方は、納付書に同封の口座振替依頼書の提出で口座振替ができます。

表1 <老人保健医療受給者証>収入額による負担割合判定基準表

世帯区分	平成18年中の収入額の合計	申請した場合の一部負担金の割合等
同一世帯に70歳以上の方(※1)が1人のみ	383万円未満	1割
	383万円以上484万円未満	3割(自己負担限度額は「一般」) ※2
同一世帯に70歳以上の方(※1)が2人以上	合算して520万円未満	1割
	合算して520万円以上621万円未満	3割(自己負担限度額は「一般」) ※2

※1 65歳以上で老人医療の障害認定を受けている方を含む
※2 平成19年度住民税課税標準額が145万円以上213万円未満の方は申請の必要はありません

表2 1カ月の医療費の自己負担限度額<老人保健法医療受給者>

負担割合	所得区分	自己負担限度額(月額)		入院時の食事代(1食あたり)
		外来(個人単位)	入院+外来(世帯単位)	
3割 ※2	一定以上所得者	44,400円	80,100円+(医療費が267,000円を超えた場合、超えた額の1%を加算) ※注1	260円
	一般	12,000円	44,400円	
1割	住民税非課税世帯等	低所得Ⅱ	24,600円	過去1年の入院期間が90日以下 210円
		低所得Ⅰ	15,000円	過去1年の入院期間が90日超(確認書類が必要) 160円
				100円

※注1 過去12カ月以内に4回以上老人保健で高額医療費支給を受ける場合(多数該当)の4回目からの限度額は44,400円になります。
※注2 老人保健法医療受給者証の負担割合に「自己負担限度額「一般」適用」の記載がある方は、所得区分「一般」の限度額が適用されます。(平成18年8月から2年間の経過措置)
※低所得Ⅱとは、世帯全員が住民税非課税の方及び住民税課税者が「住民税に係る経過措置対象者」(平成17年1月1日現在で65歳に達していた方で、合計所得金額125万円以下の方)のみの世帯の住民税非課税者である老人保健法医療受給者
※低所得Ⅰとは、世帯全員が住民税非課税で、さらに世帯全員の所得が0円(年金収入の場合には80万円以下)の方

災害に備えましょう

兵庫県南部地震(阪神淡路大震災)が発生してからまもなく13年になります。その間にも能登半島地震や新潟中越沖地震など日本各地で地震による被害が発生しています。皆さんもこの機会に一度日ごろの備えについて考えてみませんか。市では、日ごろ備えるものとして食料や水、救急セットなどに加えて簡易トイレを備蓄することを奨励しています。

また、お風呂の水は地震などで水道が止まってしまった場合に生活用水として使うことができます。使用後はすぐに流さず、貯めておくように心掛けましょう。

自主防災組織

地域で防災活動をする組織として自治会などを母体とした「自主防災組織」があります。市では、自主防災組織に対して、防災資機材や防災倉庫を貸与しています。

【問合せ先】防災課

があり、収入額とは、必要経費等を差し引く前の金額で所得額とは異なりますので、必要経費・特別控除等により所得が0またはマイナスになる場合でも収入額を合計します(例:生命保険の満期金、個人年金等は掛け金を差し引く前の収入額、分譲課税の上場株式等は譲渡による収入額)

高額医療費

同じ診療月内に支払った医療費(一部負担金)の合計が自己負担限度額を超えたときは、超えた額が高額医療費として支給されます。対象になった方には診療月の約3カ月後に申請書を送付しますので申請してください。自己負担限度額は負担割合、所得等によって異なります(表2参照)。※入院時の食事代及び差額ベッド代など保険診療以外の費用は高額医療費の支給対象になりません。また、入院したときの医療費(一部負担金)は月ごとに自己負担限度額までの支払いとなります。

住民税非課税世帯の方

「限度額適用・標準負担額減額認定証」を窓口で提示すると、入院時の食事代(療養病床の入院料)が軽減されます。

問合せ先 保険年金課高齢者医療係

老人保健医療制度

次に該当する方が、医療機関等にかかる際には、健康保険証と老人保健法医療受給者証を医療機関等の受付に提示して医療を受けることになります。なお、老人保健制度は平成20年4月から後期高齢者医療制度に変わります。

老人保健法の医療対象者

医療保険(国民健康保険・社会保険等)に加入している、①75歳以上の方②65歳以上で身体障害者手帳1・3級及び4級の1・2級等に該当する方で老人医療の障害認定を受けている方③②の障害認定を受けるには申請が必要。既に医療受給者証をお持ちの方は不要

75歳になる方は届け出を

誕生月の翌月1日(1日生まれの方はその月の1日)から老人保健法による医療を受けることになり、届け出が必要となります。

とになります。届け出が必要となりますので(既に老人保健法医療受給者証をお持ちの方は不要)、対象となる方には個別に通知します。

医療費の自己負担割合

医療を受けたときは、かかった医療費の一部を医療機関等の窓口で支払います。一部負担金の割合は、1割または3割(一定以上所得者)です。

※一定以上所得者とは①住民税課税標準額が145万円以上の老人保健法医療受給者②住民税課税標準額が145万円以上の70歳以上の方及び老人保健法医療受給者と同一世帯の老人保健法医療受給者

3割負担の方は申請により負担割合が変更される場合があります

平成18年中の収入額の合計が表1の条件を満たしている場合は、申請により該当する収入額から負担割合が変更になる場合があります。

があり、収入額とは、必要経費等を差し引く前の金額で所得額とは異なりますので、必要経費・特別控除等により所得が0またはマイナスになる場合でも収入額を合計します(例:生命保険の満期金、個人年金等は掛け金を差し引く前の収入額、分譲課税の上場株式等は譲渡による収入額)

高額医療費

同じ診療月内に支払った医療費(一部負担金)の合計が自己負担限度額を超えたときは、超えた額が高額医療費として支給されます。対象になった方には診療月の約3カ月後に申請書を送付しますので申請してください。自己負担限度額は負担割合、所得等によって異なります(表2参照)。※入院時の食事代及び差額ベッド代など保険診療以外の費用は高額医療費の支給対象になりません。また、入院したときの医療費(一部負担金)は月ごとに自己負担限度額までの支払いとなります。

住民税非課税世帯の方

「限度額適用・標準負担額減額認定証」を窓口で提示すると、入院時の食事代(療養病床の入院料)が軽減されます。

問合せ先 保険年金課高齢者医療係

(広告)

川富成道 NARIMICHI KAWABATA / VIOLIN

指揮: 渡邊一正 / 川富成道特別編成オーケストラ

歌劇「ドン・ジョヴァンニ」序曲/モーツァルト
ヴァイオリン協奏曲 本短調 Op.64/メンデルスゾーン
序奏とロンド・カプリチオーソ/サン＝サーンス
タイスの瞑想曲/マスネ
ツイゴイネルワイゼン/サラサーテ

屋公演 14:00/夜公演 19:00
全席指定 S席 ¥4,000 A席 ¥3,000 (税込)

2008.2/18(月) 文京シビック大ホール
丸の内・南北線「後楽園」都営三田・大江戸線「春日」駅1分
【チケット・予約】 富士福祉事業団 042-327-9731
チケットぴあ 0570-02-9999・朝日友の会 03-3545-9348
シビックチケット (窓口販売のみ)
【主催】 富士福祉事業団
www.fujifukushi.com/bunkyou/

今、感じている音楽